



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年2月17日（金） 第10075号

目次

	ページ
告 示	
○土壌汚染対策法による区域指定の解除（環境保全課）	2
○河川区域変更による廃川敷地等（河川課）	2
公 告	
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧（都市計画課）	2
教育委員会公告	
○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（総務課）	2

■ 告 示**◎群馬県告示第40号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和4年群馬県告示第169号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域について、当該指定を次のとおり解除する。

令和5年2月17日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除する区域 安中市松井田町人見字大宮1番10の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第41号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部河川課及び群馬県太田土木事務所において縦覧に供する。

令和5年2月17日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 河川の名称 利根川水系 一級河川八瀬川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和5年2月17日
- 3 廃川敷地等の位置 太田市高林北町1178番1地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 103.04㎡

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、玉村都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年2月17日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画地区計画 高崎玉村スマートIC北地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年1月20日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び玉村町都市建設課

■ 教育委員会公告

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年2月17日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

1 調達内容

- (1) 調達件名 群馬県教育DX推進センター運営事業
- (2) 調達内容 企画提案要領による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月25日（月）まで

2 参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和5年3月10日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月24日（金）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会総務課デジタル教育推進室へその旨を連絡すること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、プロポーザルに参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (6) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (7) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局総務課デジタル教育推進室デジタル教育推進係 電話番号027-897-2936（ダイヤルイン）電子メールアドレスkisoumuka@pref.gunma.lg.jp
- (2) 公募型プロポーザル実施要領の交付 令和5年2月17日（金）から同年3月10日（金）までの間、群馬県ホームページ上に掲載する。
- (3) 企画提案書等の提出期限等
 - ア 提出期限 令和5年3月10日（金）午後5時必着
 - イ 提出場所 上記(1)のとおり。

ウ 提出方法 上記(1)の電子メールアドレス宛てに、電子メールにより提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。

5 Summary

- (1) Contract content: To provide technical supports in terms of digitalization in education to prefectural education offices in Gunma as a leader and assistant of digitalization promotion.
- (2) Period of contract: From the date of the contract through March 25, 2024
- (3) Deadline to submit application documents by e-mail: March 10, 2023, 5:00 p.m.
- (4) Contact information: General Affairs Division, Board of education, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL: +81-27-897-2936 (Japanese language only), E-mail address: kisoumuka@pref.gunma.lg.jp